



島根県報

平成27年7月17日（金）
号外 第 132 号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例	（総 務 課）	5
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	9
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	11
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	13
島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（高 齢 者 福 祉 課）	14
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（青 少 年 家 庭 課）	16
国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例	（農 地 整 備 課）	17
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	（森 林 整 備 課）	18

公布された条例等のあらまし

◇島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 条例の概要

- (1) 実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときを除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を利用してはならないこととした。（第6条の2関係）
- (2) 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、情報提供等記録を利用してはならないこととした。（第6条の3関係）
- (3) 実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならないこととした。（第7条の2関係）
- (4) 特定個人情報に係る開示請求、訂正等の請求及び利用停止の請求については、法定代理人又は本人の委任による代理人が行うことができることとした。（第11条—第13条・第25条・第30条関係）
- (5) 情報提供等記録に係る開示請求及び訂正等の請求については、事案の移送ができないこととした。（第19条・第28条の2関係）
- (6) 実施機関は、情報提供等記録の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を通知することとした。（第28条の4関係）
- (7) 何人も、開示を受けた自己の特定個人情報が島根県個人情報保護条例又は番号法の規定に違反して収集、利用等がなされていると認めるときは、実施機関に対し、当該特定個人情報の利用停止の請求を行うことができることとした。（第29条の2関係）
- (8) 情報提供等記録については、利用停止の請求ができないこととした。（第29条の2関係）
- (9) 特定個人情報については、他の法令等の規定により開示することとされている場合であっても、島根県個人情報保護条例の規定により開示することができることとした。（第47条関係）
- (10) 引用する条項の整理

2 施行期日

- 1の(3)及び(10)については平成27年10月5日から、1の(1)、(4)、(7)及び(9)については平成28年1月1日から、1の(2)、(5)、(6)及び(8)については番号法附則第1条第5号の政令で定める日から施行することとした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 条例の概要

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金及び遺族共済年金に係る規定の削除
- (2) 職員の再任用に関する条例の一部改正
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

2 施行期日

平成27年10月1日から施行することとした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 条例の概要

(1) 半島振興法に基づく県税の不均一課税に係る改正（第4条関係）

ア 対象事業に次に掲げる事業を加えることとした。

(ア) 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報処理若しくは提供に関する事業活動であって総務省令で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業

(イ) (ア)の業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業

(ウ) 半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

イ 半島振興法の改正に伴う規定の整備

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 条例の概要

(1) 情報提供手数料の額に係る規定の削除

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う規定の整理

2 施行期日

平成27年10月5日から施行することとした。

◇島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 条例の概要

(1) 養護老人ホームに置かなければならない支援員の数は、常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護等」という。）の提供を受けていないものをいう。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすることとした。（第12条第1項関係）

(2) 主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないこととした。ただし、指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができることとした。（第12条第7項関係）

(3) 指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、養護老人ホームに置かなければならないこととされている生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができることとした。（第12条第8項関係）

(4) 生活相談員を置いていない指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームについては、生活相談員が行うこととされている業務を主任支援員が行うものとする事とした。（第22条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 条例の概要

乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、当該保育所に勤務する准看護師についても保育士とみなすことができることとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 条例の概要

引用する政令の題名の改正及び引用する条項の整理（第4条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 条例の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正に伴う次に掲げる条例の規定の整理

(1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

(2) 島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 33 号

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

第 6 条中「、個人情報を」を「、個人情報（特定個人情報を除く。）を」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第 6 条の 2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第 7 条第 1 項中「、個人情報を」を「、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供の制限）

第 7 条の 2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

第11条第2項中「という。）」の次に「（特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）」）」を加える。

第12条第1項第1号中「法定代理人」を「代理人」に改め、同条第2項中「法定代理人」の次に「（特定個人情報にあつては、代理人）」を加える。

第13条第2号及び第3号中「法定代理人」を「法定代理人（特定個人情報にあつては、代理人）」に改める。

第25条第1項第1号中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第29条第1項中「自己の個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項中「（以下「利用停止」という。）」を削り、同条第3項中「利用停止」を「個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用停止の請求）

第29条の2 何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により開示を受けた自己の特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第5条各項の規定に違反して収集されたとき、第6条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第7条の2の規定に違反して提供されているとき。 当該特定個人情報の提供の停止

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求について準用する。

3 第1項の規定による特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求は、特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

第30条第1項中「前条」を「前2条」に、「基づき利用停止」を「基づき個人情報利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）」に改め、同項第1号中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第36条第1項第3号中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改める。

第47条第2項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。第4項及び第6項において同じ。）」を加える。

第2条 島根県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第28条の3」を「第28条の4」に改める。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第6条の2第1項中「特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の利用の制限）

第6条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。

第19条第1項中「個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第28条の2第1項中「個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第28条の3中「基づく個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、第3章第2節中同条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の提供先等への通知）

第28条の4 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正等に係る

番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第29条の2第1項中「自己の特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定(第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第7条第1項の改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定及び第36条第1項第3号の改正規定に限る。) 平成27年10月5日
- (2) 第1条の規定(第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第7条第1項の改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定及び第36条第1項第3号の改正規定を除く。) 平成28年1月1日
- (3) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号の政令で定める日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員
の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 34 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び
職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42
年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和33
年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の
規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」を削
り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金
の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による
遺族共済年金又は」を削り、同条第 2 項の表中「障害共済年金又は」を削る。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の再任用に関する条例（平成12年島根県条例第53号）の一部を次の
ように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18
条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第 7
条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償
等に関する条例附則第 5 条の規定の適用については、当分の間、同条第 1 項の
表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害につい
て被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する

法律（平成24年法律第63号）附則第 4 条第 3 号に規定する改正前国共済法若しくは同条第 6 号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 4 条第 3 号に規定する改正前国共済法若しくは同条第 6 号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第 2 項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第 1 項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第 1 項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る第 1 条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第 1 項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第 1 項の規定による遺族共済年金」とする。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 35 号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項中「第 2 条第12号の 7 の 2」を「第 2 条第12号の 6 の 7」に、「第 2 条第12号の 7 の 3」を「第 2 条第12号の 7」に改める。

第 4 条の見出し中「半島振興対策実施地域」を「半島振興法に規定する認定産業振興促進計画の区域」に改め、同条中「半島振興法第 2 条第 4 項の規定により半島振興対策実施地域として公示された区域（以下「半島振興対策実施地域」という。）」を「半島振興法第 9 条の 5 第 1 項に規定する認定産業振興促進計画（以下この条において「認定産業振興促進計画」という。）の区域」に、「又は旅館業」を「、旅館業その他の半島振興法第17条各号に掲げる事業」に、「半島振興法省令第 1 条第 1 号」を「半島振興法省令第 1 条第 1 号イ又はロに掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該イ又はロ」に改め、同条第 2 号中「半島振興対策実施地域の指定の日（その日が昭和61年 6 月27日前である場合には、同日。以下同じ。）」を「認定産業振興促進計画の計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日」に改め、同条第 3 号中「半島振興対策実施地域の指定の日」を「計画期間の初日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第 4 条の規定は、同条に規定する認定産業振興促進計画の区域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当

該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同条に規定する製造の事業等の用に供するため、平成27年4月1日以後に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第4条に規定する半島振興対策実施地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同条に規定する製造の事業等の用に供するため、同日前に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 36 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第30条の 8 第 1 項第 2 号」を「第30条の15第 1 項第 2 号」に改める。

第 3 条中「第30条の 8 第 2 項」を「第30条の15第 2 項」に改める。

第 4 条中「第30条の 8 第 2 項」を「第30条の15第 2 項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第 5 条中「第30条の 8 第 1 項及び第 2 項」を「第30条の15第 1 項及び第 2 項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第 6 条中「第30条の 9 第 1 項」を「第30条の40第 1 項」に改める。

第 7 条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月 5 日から施行する。

（経過措置）

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第18条第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされた情報提供手数料に係るこの条例による改正前の住民基本台帳法施行条例第 7 条の規定の適用については、なお従前の例による。

島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 37 号

島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 4 号ア中「、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「、指定特定施設入居者生活介護」に、「第192条の 2 に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「第174条第 1 項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「第230条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条第 7 項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を削り、同条第 8 項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第22条第 3 項中「前 2 項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う

養護老人ホームであって、第12条第 1 項第 3 号の規定による生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 38 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 39 号

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例（平成18年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」に、「第 3 条」を「第 5 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 40 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第12号左欄の24中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部改正)

第 2 条 島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成24年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。